

桶川市環境基本計画庁内策定検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 新たな桶川市環境基本計画（以下「計画」という。）の策定に向けて必要な事項を検討するため、桶川市環境基本計画庁内策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定のために必要な資料の収集並びに必要な事項の調査、研究及び検討に関すること。
- (2) 関係部署との総合調整に関すること。
- (3) その他必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 委員長は環境経済部長とし、副委員長は環境経済部副部長とする。
- 3 委員長は、委員会を代表し、その事務を統括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、計画主管課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
- 2 この告示は、計画が策定された日の翌日に、その効力を失う。

別表（第3条関係）

環境経済部長
環境経済部副部長
企画調整課長
自治振興課長
環境対策推進課長
農政課長
道路河川課長
市街地整備課長
学校支援課長
生涯学習・スポーツ推進課長